

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 2 8 日（月）

【照会先】

中央労働委員会事務局

調整第一課 個別労働関係紛争業務支援室
室 長 近藤 有希子
個別労働関係紛争業務支援官 安達 公克
電話：03-5403-2181（直通）

10 月は「個別労働紛争処理制度」※周知月間です

～ 労働相談会やパネル展、出前講座、セミナーなどを全国各地で開催 ～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報活動を 1 か月間、全国的に展開します。

都道府県労働委員会においては、労働相談会やパネル展、出前講座、セミナーの開催などの様々な取組を全国各地で行います。中央労働委員会では、あっせんの流れをわかりやすくまとめたマンガや YouTube 動画を中央労働委員会 HP に新規掲載するほか、SNS 等を通じて、労働委員会における職場のトラブル解決について幅広く PR いたします。

（注）一部の都道府県では、異なる機関や部署（労働相談センターなど）で対応しています。



【掲載 URL】 mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html

■取組内容

（１）都道府県労働委員会

- ・労働相談会の開催
- ・出前講座、セミナー、パネル展などのイベントの開催
- ・街頭宣伝活動の実施
- ・自治体広告の掲載、地元メディアへ出演 など

（２）中央労働委員会

- ・SNS（公式 X（旧 Twitter）、YouTube 等）を通じた周知・広報
- ・労使関係団体等の協力による周知・広報
- ・労使関係セミナーの開催
- ・商業施設の協力によるポスター掲示の周知・広報

※ 「個別労働紛争処理制度」とは、労働者と事業主の間に発生した労働条件や職場環境等のトラブルを解決するための制度のことです。都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県の労働委員会を除く）では、労働問題の専門家である委員があっせん員（公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成）となり、解雇、パワハラなどの紛争の解決を支援する「個別労働紛争のあっせん」等を行っています。



【添付資料】

- ・別紙 1 令和 8 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各道府県労働委員会別取組予定
- ・別紙 2 令和 8 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等
- ・別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー
- ・参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱
- ・参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要
- ・報道発表資料「全体版」

令和 8 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各道府県労働委員会別取組予定

令和8年9月1日時点

取組 委員会	労働 相 談 会 (※)	街 頭 宣 伝 活 動 (※)	出 前 講 座 、 セ ミ ナー 等 の イ ベ ン ト (※)	S N S に よ る 情 報 発 信	記 者 会 見	地 元 メ デ ィ ア 出 演	マ ス コ ミ ヘ 広 報 依 頼	自 治 体 ヘ 依 頼	労 使 団 体 等 ヘ 依 頼	労 働 委 員 会 広 報 誌 ヘ の 掲 載	労 働 委 員 会 H P 掲 載	メ ル マ ガ 掲 載	広 告 の 掲 出	布 ポ ケ ッ ト テ ィ ッ シ ユ の 作 成 ・ 配	その他 特記事項
合計	30	14	29	40	1	9	34	39	41	27	40	22	21	15	
北海道	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	・道内の大学に対し、新卒就職予定の学生向けにワークルールを周知する冊子を配布予定 ・振興局において道労委が作成した個別的労使紛争あっせん制度PR動画の放映予定
青森県	○			○			○	○	○	○	○	○			
岩手県	○	○	○	○			○		○	○	○		○	○	
宮城県		○	○	○			○	○	○	○	○			○	
秋田県	○	○		○				○	○	○	○			○	
山形県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	県の秋の代表的なイベントである「日本一の芋煮会フェスティバル」の来場者を対象として、事務局職員による宣伝活動を今年度初めて行う予定
福島県	○		○	○			○				○				・昨年度に引き続き、コラッセふくしま（駅に隣接する市民の憩いの場ともなっている複合施設）でパネル展示を実施。県公式キャラクターの着ぐるみを登場させるほか、今年度は新たに現地相談会を実施予定 ・Xに加えて、LINEや県独自の広報媒体（ふくしまポータル）を活用した広報を実施予定 ・労働局総合労働相談員と連携して現地相談会を実施予定（10月に1回、11月に3回）
茨城県	○			○			○	○	○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	・リスティング広告の実施予定 ・「法テラス栃木」と合同で労働相談会を実施予定 ・LRT車内での音声広告放送予定 ・相談会を12月、1月にも実施予定（新規）
群馬県			○	○			○	○	○	○	○				・県庁舎内のデジタルサイネージを使用したPR動画を掲載予定 ・6月に大学生向けの出前講座を実施
埼玉県				○				○	○	○	○	○	○		・テレビ埼玉「いまドキッ！埼玉」（いまたま）で労働委員会の宣伝を行う予定 ・NACK5「朝情報★埼玉」（あさ★たま）にてあっせんの広報を行う予定 ・県庁内サイネージに、労働委員会のあっせん制度について放映予定
千葉県	○		○	○			○	○	○		○	○	○		
新潟県	○		○	○			○	○	○		○		○		・求人広報紙への掲載とGoogleP-MAX広告の掲出予定 ・サッカー（Jリーグ）ホームゲームにおける大型映像装置を活用したCM放送予定
山梨県	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	地元サッカーチームのホームゲーム開催時に試合会場の大スクリーン（オーロラビジョン）にて周知予定
長野県	○	○	○	○		○		○	○		○			○	
静岡県		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	昨年度より使用者委員による出前講座を実施しているが、今年度は周知月間においても実施予定
富山県	○		○	○			○	○	○	○	○				
石川県	○		○	○		○	○	○	○		○		○	○	
福井県	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○		
岐阜県			○	○				○	○			○			・県民手帳に個別労働紛争処理制度の周知月間であることを記載 ・6月に大学生向けの出前講座を実施
愛知県							○	○	○			○			
三重県			○	○			○	○	○	○	○				
滋賀県	○						○	○	○	○	○	○			
京都府			○	○				○	○	○	○	○			・あっせん制度紹介動画を活用し、一般府民、企業の人事・労務の担当者などへあっせん制度について周知予定 ・事業者団体の会議の場等を通じ、会員に対してあっせん制度について周知予定 ・外国人労働者向けに「やさしい日本語広報物」を作成し、支援者の集まり等の場であっせん制度について周知予定 ・経営者向けに雇用をめぐるトラブル予防のためのポイントをHPなどで周知啓発予定
奈良県	○			○			○	○	○	○	○	○	○		
和歌山県	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
鳥取県	○			○			○	○	○		○		○		・懸垂幕及び横断幕によるPR実施予定 ・周知ステッカーの配布予定 ・Yahoo!におけるリスティング広告の実施予定
島根県	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○	リスティング広告実施予定
岡山県			○	○				○	○	○	○		○		・ディスプレイ広告、リスティング広告予定 ・ポスターデザインの刷新予定
広島県			○	○				○	○		○	○			
山口県				○				○	○		○		○		デジタルサイネージ（スーパー、郵便局等）を利用した広報を実施予定
徳島県	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	
香川県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		・本年度から夜間の時間帯（18:00～20:00）に労働委員会委員による無料労働相談会を開催予定 ・相談者の利便性を向上するため、県の電子申請・届出システムから無料労働相談会の申込みを行えるようにする予定
愛媛県	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	・事務局職員による夜間電話相談（10月6日・15日 17:15～20:00）実施予定 ・県庁舎ロビー等に設置されたデジタルサイネージへの画像掲載予定 ・県政情報発信のテレビ・ラジオ番組での情報発信（スポット枠）等を予定
高知県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		・CM放送やグーグルディスプレイ広告を広報媒体として利用する予定
佐賀県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	・個別労働紛争解決制度関係機関との合同によるパネル展を実施予定（佐賀県庁県民ホール：10月20日～27日）
長崎県	○			○			○	○	○		○	○	○		
熊本県	○		○	○			○	○	○		○				
大分県	○			○			○	○	○		○		○		・労働委員会ホームページ内の「どんとこい労働相談週間（10月1日～7日）」のリンクを、県庁ホームページのトップページ（「注目情報」／バナーあり）に掲載予定
宮崎県	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○		・例年の相談事業を拡充し、今年度初めて宮崎県社会保険労務士会と共催し、専門的な知見を活用した相談会を開催予定 ・従来の媒体に加え、より幅広い年齢層や通勤・通学時間帯の住民への周知を図るため、今年度初めてバス広告を実施予定
鹿児島県	○		○	○			○	○	○	○	○		○		労働局と共同で、県立図書館など4公立図書館を対象に、関連図書の選書コーナーの設置を依頼し、併せて、ポスター、チラシ、カードを設置予定
沖縄県			○	○			○		○	○	○				出前講座及び使用者向けセミナーについては通年で実施（8月に商工会議所とセミナーを開催。2月に高校生向けの出前講座を実施予定）

(※) 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については、別紙 2 参照。 【東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を除く。】

令和8年度「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等

令和8年9月1日時点

労働 委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナー等のイベント		
	開催日	開催場所	実施日	実施場所	実施期間・日	イベントの具体的内容	実施場所
北海道	10月3日	札幌駅前通地下歩行空間	10月3日	札幌駅前通地下歩行空間	10月3日 10月21日・23日	北海道労働委員会、北海道社会保険労務士会札幌三支部、ジョブカフェ北海道が連携し、社会保険労務士による無料相談会、労働委員会のPRパネル展、ジョブカフェ北海道の紹介を実施 労働委員会の委員等が、教育機関等の希望に応じて、ワークルールに関する基本的な知識、労働委員会制度の説明や事例紹介等を実施	札幌駅前通地下歩行空間 北海道札幌月寒高校（21日） 北海道札幌琴似工業高校（23日）
青森県	10月4日 10月6日・25日 10月18日	弘前市総合学習センター（弘前市） 青森県労働委員会 ユートリー（八戸市）					
岩手県	10月19日 10月24日	岩手県労働委員会 アイーナ	9月10日	盛岡駅前	10月1日～31日 10月17日	資料・図書の展示 出前講座：パワハラ・カスハラ対策	岩手県立図書館 花巻市内福祉施設（花巻市）
宮城県			10月6日	J R仙台駅	10月5日～16日 10月20日～30日	個別労使紛争のあっせんに係るパネル展 個別労使紛争のあっせんに係るパネル展	宮城県庁舎 宮城県図書館
秋田県	10月31日	秋田県教育会館	10月2日	秋田駅東西自由連絡通路			
山形県	10月4日 10月18日	・置賜総合文化センター（米沢市） ・鶴岡市勤労者会館（鶴岡市） ・大手門パルス ・新庄商工会議所（新庄市）	9月20日 9月26日 10月9日	山形県庁（日本一の芋煮会フェスティバル来場者向け） 山形駅東西自由通路 ヨークベニマル新庄店（新庄市）	10月1日～16日 9月17日～10月30日	パネル展 パネル展	山形県庁 県立図書館
福島県	10月4日 10月6日	コラッセふくしま 福島県社会福祉協議会			10月1日～4日 10月5日～30日	パネル展、イベント パネル展	コラッセふくしま 福島県庁
茨城県	10月7日・15日・30日	茨城県庁					
栃木県	10月7日 10月25日	イトーヨーカドー宇都宮店 小山市中央公民館（小山市）	10月7日 10月25日	イトーヨーカドー宇都宮店 小山市中央公民館（小山市）	10月 10月	パネル及び図書の展示 図書の展示	県立図書館 市町図書館（一部）
群馬県							
埼玉県							
千葉県	10月12日 10月24日	船橋フェイスビル（船橋市） 企業局庁舎会議室			9月24日～10月9日	パネル展示	千葉県庁
新潟県	10月15日 10月25日	新潟県庁 長岡地域振興局（長岡市）			10月5日 10月14日	出前講座 出前講座	ヒューマンキャンパス・のぞみ高校 長岡明德高校（長岡市）
山梨県	10月17日	山梨県立図書館	9月16日	甲府駅南口広場、甲府駅北口ペデストリアンデッキ内	10月2日～16日	パネル展、連携展示	山梨県立図書館
長野県	10月18日 10月24日	長野市生涯学習センター 松本市中央公民館（松本市）	10月6日 10月7日	松本駅前（松本市） 長野駅前	10月26日	出前講座：あっせん制度の説明とあっせん事例の紹介	アーク諏訪（諏訪市）
静岡県			10月7日	沼津駅前（沼津市）	10月9日・22日	出前講座：使用者委員による出前講座（労使紛争未然防止講座）	静岡市内
富山県	10月16日	富山県労働委員会相談室			11月16日	出前講座：あっせん概要について	富山県教育文化会館
石川県	10月21日	石川県職業能力開発プラザ			未定 9月18日～10月2日 10月16日～29日	セミナー パネル展示 パネル展示	石川県庁 石川県庁 石川県立図書館
福井県	10月4日 10月15日 10月25日	敦賀商工会議所（敦賀市） 順化公民館 アオッサ			9月28日～10月2日 10月2日～7日 10月19日～22日	パネル展 パネル展 パネル展	敦賀市役所（敦賀市） 県立図書館 アオッサ
岐阜県							
愛知県							
三重県					9月3日	出前講座	鈴鹿商工会議所（鈴鹿市）
滋賀県	10月2日 10月3日 10月10日 10月14日 10月23日	ウェブ開催 滋賀県男女共同参画センター（近江八幡市） 彦根勤労福祉会館（彦根市） 市民交流プラザ（草津市） 滋賀県庁					
京都府					11月29日	ヒューマンフェスタにおいてブースを出展し、あっせん制度の周知を実施予定	京都テルサ
奈良県	10月4日 10月8日	奈良県産業会館（大和高田市） 奈良県庁					
和歌山県	10月17日	和歌山ミオ	10月17日 10月17日	和歌山ミオ JR和歌山駅前			
鳥取県	10月18日 10月18日 10月18日	県民ふれあい会館 倉吉市文化活動センター（倉吉市） 米子コンベンションセンター（米子市）					
島根県	10月18日 10月25日	いわみーる（浜田市） くにびきメッセ	10月14日～16日のいずれか1日	J R松江駅	10月15日・21日 10月29日	出前講座 出前講座	県内企業（出雲市） 県内企業
岡山県					9月30日～10月21日	資料・図書の展示	岡山県立図書館
広島県					10月19日	セミナー：基調講演及びパネルディスカッション	広島YMCA国際文化センター
山口県							
徳島県	10月4日 10月8日・15日・29日 10月25日	阿南ひまわり会館（阿南市） 徳島県庁 美馬市地域交流センターミライズ（美馬市）	10月4日 10月25日	阿南ひまわり会館（阿南市） 美馬市地域交流センターミライズ（美馬市）	10月8日 10月13日～23日	労働委員会PRポスター表彰式 パネル展示（労働委員会PRポスター）	徳島県庁 徳島県庁（ふれあいセンター企画展示）
香川県	10月3日 10月4日・6日 10月5日 10月6日 10月7日 10月8日・9日	香川県社会福祉総合センター サンポートホール高松 香川県三豊合同庁舎（観音寺市） さぬき市役所（さぬき市） 丸亀市役所（丸亀市） 香川県庁			10月5日～9日 10月6日 10月9日	パネル展 出前講座：働くときのルール 出前講座：働くときのルール	香川県庁 さぬき福祉専門学校（丸亀市） 穴吹 I T ビジネスカレッジ
愛媛県	10月9日・23日	愛媛県庁第二別館 労働委員会室					
高知県	10月30日	高知県労働委員会事務局			10月1日～14日 10月5日～15日 10月17日～27日	パネル展 パネル展 パネル展	高知市役所 高知県庁 オーデシア高知図書館
佐賀県	10月21日～27日	佐賀県庁南館 労働委員会室	10月9日	JR佐賀駅及び佐賀駅バスセンター	10月6日～9日 10月20日～27日	パネル展 パネル展	アバンセ 佐賀県庁県民ホール
長崎県	10月18日 10月26日	長崎県県北振興局天満庁舎（佐世保市） 長崎県庁					
熊本県	10月31日	くまもと県民交流館パレア			10月中（未定）	パネル展	くまもと県民交流館パレア
大分県	10月1日～7日 10月21日	大分県労働委員会事務局執務室 別府市役所（別府市）					
宮崎県	10月9日・30日 10月19日	宮交シティ 宮崎県労働委員会事務局	10月9日	宮交シティ	10月5日～9日、30日	パネル展	宮交シティ
鹿児島県	10月1日・18日・27日	鹿児島県庁労働委員会			10月23日	出前講座：労働委員会の役割について	鹿児島大学
沖縄県					9月3日 9月16日 9月7日 10月5日	使用者向けセミナー：事例を通し、使用者も労働紛争の当事者となり得ること及び労働委員会の役割等を周知 使用者向けセミナー： ” 出前講座：定時制高校の生徒に労働関係の基本的なルールと労働委員会の役割を説明 出前講座： ”	那覇商工会議所（那覇市） 浦添商工会議所（浦添市） 中部農林高等学校（うるま市） 八重山商工高校（石垣市）

※ 各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は、中央労働委員会ホームページ「都道府県の個別労働紛争お問い合わせ先一覧」（<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/contact-list.html>）をご覧ください。

開催場所・実施場所が県庁所在地以外の場合は（ ）書きで市町村名を記載しています。

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②パネルディスカッション等、などを内容とするセミナーを全国各地で開催しております（参加無料・要予約）。
月間中に開催される予定のものは次のとおりです。

開催地		北海道地区	近畿地区	中国地区
		札幌市	奈良市	広島市
開催日		10月6日（火）	10月9日（金）	10月19日（月）
会場		北海道自治労会館	奈良公園バスターミナル	広島YMCA国際文化センター
基調講演	テーマ	「非正規労働の待遇見直し～改正同一労働同一賃金ガイドラインについて～」	「「パワーハラスメント」の正しい理解と実務対応～労使双方の立場から考える予防と対処～」	「職場におけるメンタルヘルス対策～労災、労災民訴、休職などをめぐる裁判例を素材として～」
	講師	○皆川 宏之氏 中央労働委員会東日本区域 地方調整委員会議委員長、 千葉大学大学院社会科学研 究院教授	○原 昌登氏 中央労働委員会東日本区域 地方調整委員、成蹊大学法 学部法律学科教授	○竹内 寿氏 中央労働委員会東日本区域 地方調整委員、早稲田大学 法学学術院教授
パネルディス カッション等	内容	事例紹介 「道内における労働問題に 関する労使紛争事例」	パネルディスカッション	パネルディスカッション
参加者予定数		150名	100名	150名

※ なお、11月以降も、開催予定のある地区があります。
※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10 月の 1 か月間

5 実施内容

実施機関が現在 10 月に行っている事業等について、今後、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用した PR の実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等

(4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。

要請事項、要請方法等については、別に定めるものとする。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

※ 具体的内容及び現在10月以外に行っている事業等の取扱い等については、各労委の自由に委ねるものとし、強制は行わない。

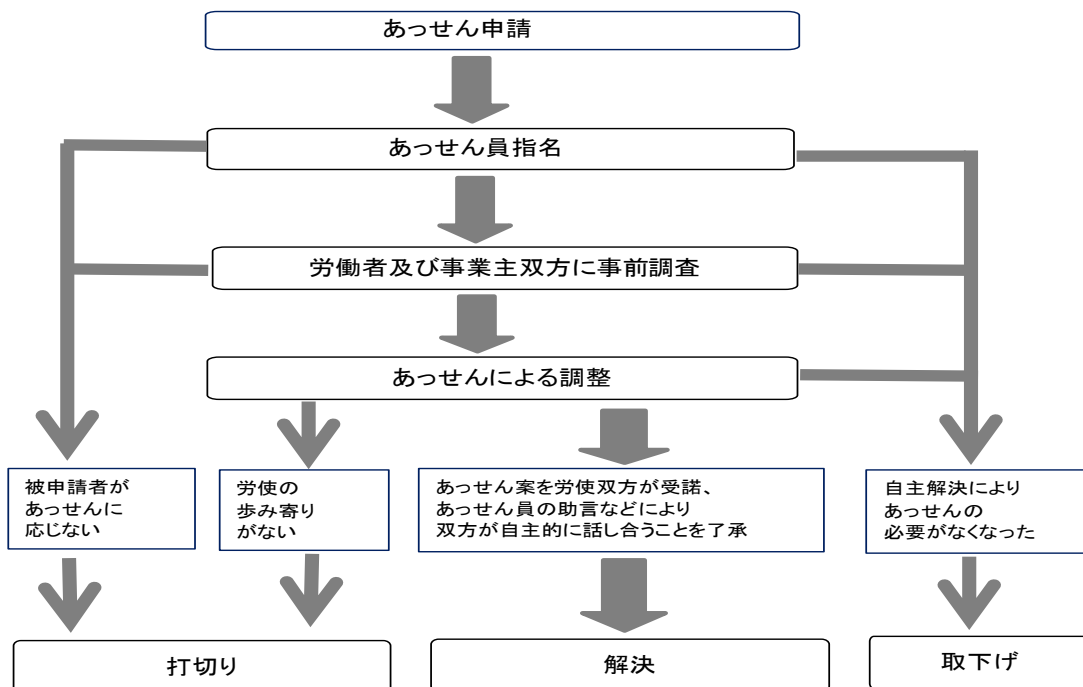
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く 44 道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士、教授など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和6年実績で、処理に要した期間は、平均で 55.3 日、1 か月以内が 24.1%、2 か月以内では 65.1%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。